

玉村ダンススクール 会員規約

第1条 会員

会員とは、本規約を承認のうえ、玉村ダンススクールに入会申込を行い、当スクールが入会を認めた方をいいます。
未成年者が入会する場合は、保護者の承諾が必要です。
会員資格は、退会届のご提出があるまで継続いたします。

第2条 会員証

1. 会員証を発行する場合、その貸与・譲渡・転売はご遠慮ください。
2. 会員証を紛失・盗難された場合、再発行手数料をお願いする場合がございます。
3. 会員証の不正使用により生じた損害は、会員ご本人にご負担いただきます。

第3条 退会

1. 退会をご希望の場合は、所定の「退会届」のご提出をお願いいたします。
2. 退会日は「退会届」に記載された日付をもって有効となります。
3. 退会届は退会希望日の前日までにご提出ください。当日の提出は当日付で処理いたします。
4. 退会日を過ぎた会費・レッスン料等の返金はいたしかねます。
5. 以下に該当する場合、当スクールの判断により会員資格を終了させていただく場合がございます。
 - 公序良俗に反する行為
 - 営業・勧誘・宗教・政治活動
 - 他の会員やスタッフへの迷惑行為
 - 会費等の未払い・不正利用
 - 反社会的勢力に属する、またはその関係者であることが判明した場合
 - その他当スクールが不適切と判断する行為

第4条 休会

1. 休会をご希望の場合は、所定の「休会届」のご提出をお願いいたします。
2. 休会期間は「休会届」に記載された開始日・終了日をもって有効となります。
3. 休会中の会費の返金・減額の有無は、担当者の判断・方針に従っていただきます。
4. 休会の申し入れがなく90日以上連続して欠席された場合は、退会扱いとなる場合がございます。

第5条 レッスン受講

1. 個人レッスンは完全予約制です。当日キャンセルはレッスン料全額をお願いしております。ただし、やむを得ない事情があり当スクールが適切と判断した場合は免除することがあります。
2. 遅刻の場合でも延長はできません。
3. 団体レッスンは予約不要ですが、休講となる場合がございますので事前のご確認をおすすめいたします。
4. 団体レッスンやイベント等は、当スクールの判断によりオンライン配信などを行う場合がございます。その際、参加者の映像や音声映り込む場合があります。録画データを教材・広報目的に利用させていただくことがあります。
5. 月謝制の団体レッスンの欠席・振替については、担当の先生にご相談ください。
6. レッスン前後の自主練習を推奨いたします。開始15～30分程度前、終了後15～30分程度の練習が特に有効ですが、強制ではありません。他の会員やレッスンの妨げにならないようご配慮ください。
7. 当スクールに靴や持ち物を置く場合は、必ず教室指定の名札をご利用ください。所定の名札以外は無効となります。名札を作成する際に、置いてよいかどうかを当スクールが確認し、許可された物のみ設置可能です。最終来店日から90日以上経過したものは、当スクールの判断により破棄する場合があります。その際の補償はいたしかねます。

第6条 撮影・肖像権・個人情報

1. 当スクールでは、個人レッスン、団体レッスン、イベントその他の活動において、写真や動画を撮影させていただく場合がございます。
2. 会員は、これらに自己の肖像が映り込む場合であっても、無償で使用されることをあらかじめご了承ください。
3. 撮影・掲載を希望されない場合は、その場でスタッフにお申し出ください。可能な範囲で対応いたしますが、完全に映り込みを避けることはできません。
4. どうしても撮影に一切映り込みたくない場合は、ご入会をお受けできない場合がございます。

5. 入会時には、本人確認および会員管理のため、写真を撮影させていただきます。この写真は内部管理目的に限り利用し、広報活動には使用いたしません。
6. 会員の個人情報は、スクール運営に必要な範囲で適切に管理・利用いたします。

第7条 事故・怪我・破損・盗難

1. スタジオ内外・駐車場等、会員の利用される場所その他これに準ずる場所で発生した事故・怪我・盗難・紛失について、当スクールは責任を負いかねます。
2. 会員がスクール施設・備品を破損された場合は、修理にかかる実費をご負担いただきます。

第8条 発表会・イベント

1. 当スクールは発表会やイベントその他の活動を開催することがございます。出演をご依頼した場合は、積極的なご協力をお願いしております。
2. 出演を承諾された後は、責任をもってご参加ください。

第9条 休講・緊急連絡

1. 休講は、スタッフの体調不良、天災、感染症流行、設備故障その他やむを得ない事情により行う場合がございます。
2. 臨時休校・休講等の緊急連絡は、公式LINEを通じてのみ行います。他の手段による個別通知は行っておりません。

第10条 広報・営業活動に関するご案内

1. 当スクールは、会員に対してレッスンやイベント、キャンペーン等のご案内を、郵送DM・メール・公式LINEその他当スクールが適切と判断する手段によりお送りする場合がございます。
2. 会員は、本規約に同意することにより、当スクールからのこれらの情報提供を受け取ることを承諾するものとします。
3. 配信停止をご希望の場合は、以下の方法に従ってください。
 - 郵送DM・メール：所定の「配信停止届」を書面にてご提出ください。
 - 公式LINE：ご自身でブロックすることにより停止できます。
※公式LINEをブロックされた場合でも、DMやメールは自動的に停止されません。別途「配信停止届」のご提出が必要です。
※公式LINEをブロックまたは配信停止届をご提出いただいた場合、広報だけでなく臨時休校等の緊急連絡も受け取れなくなることをご了承ください。
4. 当スクールは、退会後および休会中の会員に対してもご案内をお送りする場合がございます。ただし、会員から「配信停止届」のご提出があった場合は、できるだけ速やかに配信を停止いたします。

第11条 規約改定

1. 当スクールは、本規約を必要に応じて改定することができます。
2. 改定後の規約は、当スクール内への掲示、公式LINE、ホームページその他当スクールが適切と判断する手段により周知した時点で効力を生じるものとします。
3. 会員は、改定後も当スクールをご利用いただくことで、改定後の規約に同意されたものとみなします。

制定・改定履歴

制定：1979年12月06日

改定：2025年09月15日（第2版）

署名欄

私は上記規約を理解し、承諾のうえで玉村ダンススクールに入会いたします。

署名：_____

日付：_____年_____月_____日